茨木市児童発達支援センター給食自己負担金補助要綱

（目的）

第１　この要綱は、児童発達支援センター（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条２の２第２項に規定する治療を行うものに限る。（以下、同じ））を利用する児童の保護者に対し、市が当該児童の給食費用の自己負担金の一部を補助することにより保護者の経済的負担を軽減し、もって障害児の早期療育等の充実を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第２　補助の対象者は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、児童発達支援センターを利用する障害児の保護者とする。

（補助対象経費）

第３　補助の対象経費は、児童発達支援センターを利用する際に保護者が支払った給食費用の自己負担金とする。

（補助金額）

第４　補助金額は、補助対象経費から茨木市立児童発達支援センター条例施行規則（平成24年茨木市規則第54号）第５条に規定する給食サービスの食材料費及び人件費に相当する額（様式第１号において「基準額」という。）を差し引いた額（様式第１号において「補助単価」という。）に利用食数を乗じて得られた額とする。

（補助金の交付時期）

第５　補助金は、上半期分（４月分から９月分まで）及び下半期分（10月分から翌年３月分まで）に分けて交付する。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、別に定める時期に補助金を交付することができる。

（補助金の交付申請）

第６　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第１号）に補助対象経費の支払に係る証拠書類を添えて市長に申請しなければならない。

２　前項の補助金交付申請書は、次の各号に掲げる時期の区分に応じ、当該各号に定める期日までに提出するものとする。

(1) 上半期分　10月15日

(2) 下半期分　３月31日

（補助金の交付決定）

第７　市長は、第６の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第８　第７の補助金交付決定通知書を受けた者は、補助金交付請求書（様式第３号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）
第９　市長は、第８の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。
（書類の保存）
第10　補助金の交付を受けた者は、当該補助の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。
（補助の取消し等）
第11　市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。
(1) この要綱に違反したとき。
(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
(3) その他市長が不適当と認めたとき。
（市長の指示）
第12　市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附　則
この要綱は、平成18年12月１日から実施し、平成18年10月１日から適用する。
附　則
（実施期日）
１　この要綱は、平成23年４月１日から実施する。
（経過措置）
２　この要綱による改正後の茨木市障害児施設給食自己負担金補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。
附　則
この要綱は、平成24年４月１日から実施する。
附　則
この要綱は、平成25年１月25日から実施する。
附　則
この要綱は、平成25年４月１日から実施する。
附　則
この要綱は、令和元年５月１日から実施する。
附　則
この要綱は、令和６年４月１日から実施する。

様式第１号（第６関係）

年　　月　　日

（申請先）茨木市長

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞
対象となる
障害児氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※自署の場合は押印不要

茨木市児童発達支援センター給食自己負担金補助金交付申請書

茨木市児童発達支援センター給食自己負担金補助金（上半期分・下半期分）の交付を次のとおり申請します。

１　補助対象の内容
　児童発達支援センターの利用時の給食費用自己負担金補助（上半期分・下半期分）

２　交付申請額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

対象経費　①	円
基準額　②	円
補助単価 ①－②＝③	円
利用食数　④	食
交付申請額 ③×④	円

３　利用する施設名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第２号（第７関係）

茨木市指令　第　　号

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様
対象となる
障害児氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

茨木市児童発達支援センター給食自己負担金補助金交付決定通知書

年　　月　　日付け申請の茨木市児童発達支援センター給食自己負担金補助金（上半期分・下半期分）は、次のとおり交付します。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

年　　月　　日

茨 木 市 長　　印

様式第３号（第８関係）

年　　月　　日

（請求先）茨木市長

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞
対象となる
障害児氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※自署の場合は押印不要

茨木市児童発達支援センター給食自己負担金補助金交付請求書

年　　月　　日付け茨木市指令　第　　号で決定通知のあった補助金を次のとおり請求します。

１　補助対象の内容
　児童発達支援センターの利用時の給食費用自己負担金補助（上半期分　・下半期分）

２　金　　額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円